

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 8 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03224

研究課題名(和文) 裁判外ワークアウトの活用による事業再生の迅速化のための比較的研究

研究課題名(英文) A Comparative Study of US and Japanese Bankruptcy Laws for Enabling Early-Stage Business Revitalization using Out-of-Court Workouts

研究代表者

山本 研 (Yamamoto, Ken)

早稲田大学・法学大学院(法務研究科・法務教育研究センター)・教授

研究者番号：90289661

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、裁判外ワークアウトと倒産手続の連携強化による、事業再生の迅速化・効率化について、アメリカにおける事前調整型の事業再生の手法を参照することを通じて、検討を試みたものである。本研究を遂行するにあたり、平成27年9月～平成29年3月にかけて、ウィスコンシン大学ロースクールを研究拠点として調査研究を実施し、帰国後は、アメリカにおける早期事業再生の手法について検討を進め、論文として取りまとめるとともに、わが国における、裁判外ワークアウトと倒産手続の連携強化のための方策についても検討を進め、別途論文として公表した。

研究成果の概要(英文)：This research focuses on the comparison of US and Japanese bankruptcy laws in the areas of corporate reorganization from the standpoint of facilitation of corporate restructuring. To pursue this research, I stayed at the University of Wisconsin, Law School, as a visiting scholar from September 2015 to February 2017 and conducted a comparative examination of various systems for early-stage business reconstruction. After coming back to Japan, I tried to clarify the essence of the methods of early-stage business reconstruction within the U.S. Bankruptcy Laws and I found that the key factors are (a) Pre-packed and Pre-arranged Ch 11, (b) early-stage business transfer via Bankruptcy §363 Sales and (c) methods of selecting sponsors before commencing legal proceedings. Then, I tried to apply the results of my analysis in debates on corporate reorganization in Japan and examined a desirable legal system for enabling early-stage business revitalization through the use of out-of-court workouts.

研究分野：倒産法

キーワード：倒産法 事業再生 事業再生ADR 裁判外ワークアウト 私的整理 連邦倒産法 倒産手続 早期事業再生

### 1. 研究開始当初の背景

本研究の開始当初、事業再生に関する世界的な潮流として、裁判外のワークアウト(私的整理)の利点を活かし、事業価値の毀損を避け、早期の事業再建を図る方向での制度改革が進められており、欧米においては、裁判外のワークアウトによる合意を法的手続においても尊重する制度が既に活用されているとともに、アジア諸国でも、裁判外のワークアウトにおいて法定多数の債権者の同意が得られた計画を裁判所が認可することにより発効させ、少数の不同意債権者を拘束する制度が相次いで立法されている状況にあった。

こうした状況の下、わが国においても、法的倒産手続の前に私的整理を前置し、金融債権者を中心とする主要債権者との間で再建の方向性や計画案について一定の合意を形成するとともに、事前にスポンサー候補も定めた上で、法的手続を開始し、手続開始後は、事前の合意を尊重することにより手続の多くの部分を省略し、法的手続に要する時間・コストを削減するとともに、早期に法的手続から離脱することを通じて、再建の実効性を高めるといふ、事前調整型の再建手法が注目を集め、裁判外のワークアウトを活用した、早期事業再生のための制度を整備する必要性が認識されるようになっていた。とくに実務においては、事業再生ADRにおいて計画案の多数決による成立を可能とすべきとの要請が強く、実務家および研究者から成る検討会が立ち上げられ(「事業再生に関する紛争解決手続の更なる円滑化に関する検討会」)、関係省庁等からもオブザーバー参加を得て、わが国においてこうした手法をとり得るのかについて、立法を念頭に置いた検討が開始されていた(その後、平成27年3月には、同検討会による検討結果を取りまとめた報告書(『事業再生に関する紛争解決手続の更なる円滑化に関する検討会報告書』(商

事法務研究会)が公表されるとともに、同年7月にはその検討結果を広く世に問うシンポジウム(「多数決による事業再生ADR」(主催:事業再生実務家協会))も開催された(研究代表者は、前者の検討会に委員として参加するとともに、上記シンポジウムにパネリストとして参加する機会を得た)。

以上のように、本研究開始当初においては、わが国においても裁判外のワークアウトを活用した事業再生の迅速化・効率化に向けた検討に注目が集まり、その具体的方策についての検討が開始されつつある状況にあったといえる。

### 2. 研究の目的

上述したように、近時、諸外国において裁判外のワークアウトを活用した事前調整型の事業再生手法が活用されるに至っているが、中でもアメリカにおいては、現行倒産法の制定時より、プレパッケージ型といわれる手続開始前に計画案に対する投票まで済ませてしまう事前調整型の特別手続の利用が可能とされており、さらに、リーマンショック以降は、大企業を中心に、いわゆる「363条セール」を利用した事業譲渡と事前調整型手続の組み合わせによる早期事業再生手法が活用されており、判例理論の展開とともに、早期事業再生を可能とするためのさまざまな実務上の工夫が試みられている。

そこで、本研究においては、裁判外ワークアウトの活用による事業再生の迅速化という観点から、アメリカ法における早期事業再建の手法について、現在の議論状況・実務における運用状況を踏まえて総合的に検討することにより、将来において予想される立法論、さらには、事業再生の促進に向けた解釈論・運用論という側面において寄与することを目的とするものである。

### 3. 研究の方法

本研究は、アメリカにおける事前調整型の事業再建手法を比較研究の対象とし、裁判外ワークアウトの活用による事業再生の迅速化という観点から総合的に検討することにより、わが国における立法論、解釈論への示唆を得ようとするものである。研究期間は3年間であり、[第1期]: 文献調査を中心に、アメリカにおける事前調整型の事業再建手法の全体像の把握と検討すべき項目の抽出、[第2期]: アメリカを拠点として、文献資料の収集・分析を進めるとともに、倒産法研究者、実務家に対するインタビューを実施することにより、現在の議論状況および実務の運営状況について把握する、[第3期]: アメリカにおける調査研究を踏まえ、アメリカ倒産法制における早期事業再生の手法に関する検討結果を論文として取りまとめるとともに、それを参考として、わが国における早期事業再生のあり方についても検討を進め、立法論的提言を含む論文として取りまとめるという三段階での研究手法によっている。

各時期における具体的研究内容は以下の通りである。

【第1期: 事前調査・準備期間(平成27年4月~8月)】 アメリカにおける事前調整型の事業再生の手法のアウトラインについて概括的な分析を試み、アメリカにおける調査研究の実施にあたり重点的に検討すべき点として、プレパッケージ型手続の運用状況、連邦倒産法363条セールによる事業譲渡の仕組み、手続開始前のスポンサー選定の手法、商取引債権の処遇を抽出した。あわせて、わが国における将来的な制度構想についても、「事業再生に関する紛争解決手続のさらなる円滑化に関する検討会」の委員として検討を進め、その検討結果の一部について、平成27年7月に開催されたシンポジウム(「多数決による事業再生ADR」(事業再生実務家協会主催))においてパネリストとして参加し報告をした。

【第2期: アメリカにおける調査研究(平成27年9月~平成29年3月)】 本務校の特別研究期間制度を利用し、アメリカのウィスコンシン大学ロースクールを研究拠点として、文献資料の収集を進めるとともに、同ロースクールの倒産実務に詳しい研究者からのアドバイスを得ながら、連邦倒産法の分析を進めた。また、倒産実務の運用状況を知るために、同ロースクールのMegan McDermott教授の紹介を得て連邦倒産裁判所判事、連邦管財官にインタビューを行うとともに、シカゴおよびロサンゼルス法律事務所に着任し、リサーチャーとして滞り(シカゴ:平成28年5月~6月、ロサンゼルス:平成29年1月)、弁護士等の実務家からそれぞれの地域における倒産実務について聞き取り調査を行うとともに、倒産裁判所を訪問するなど、倒産実務の運用状況についても調査を実施した。

【第3期: 研究成果のとりまとめ(平成29年4月~)】 1年半にわたりアメリカにおいて実施した調査研究を踏まえ、アメリカ法における事前調整型の再建手続の種類(プレパッケージ型手続、およびプレアレンジ型手続)について分析するとともに、これらと組み合わせて活用される早期事業再生の手法として、連邦倒産法363条セールによる事業譲渡、及び、商取引債権(Critical Vendor)に対する優先弁済の手法を取り上げ、その検討結果を論文として取りまとめた。また、アメリカ法における早期事業再生の手法を参考としつつ、わが国における、裁判外ワークアウトと倒産手続の連携強化のための方策について検討を進め、その検討結果を論文に取りまとめて公表した。

#### 4. 研究成果

(1) アメリカにおける早期事業再生の手法に関する検討結果について、「アメリカにおける早期事業再生の手法」(上野泰男先生古

稀祝賀記念論文集『現代民事手続の法理』(弘文堂、2017)所収)として取りまとめた。

本論文においては、裁判外での事前調整と受け皿となる法的手続の連動のあり方について検討するにあたり、プレパッケージ型手続およびプレアレンジ型手続が参考になると考えられることから、その手続構造と利用状況について検討した。次いで、早期事業再生のための有力な手法として活用されている連邦倒産法 363 条による事業譲渡(363 条セール)と、その適法性をめぐる判例法理について取り上げて検討した。その上で、事業価値の毀損を回避するための商取引債権の支払いとの関係で、連邦倒産法における商取引債権者に対する優先弁済をめぐる、判例の展開と実務における運用状況について分析を試みたところである。

以上のアメリカ法についての検討結果から、わが国における早期事業再生に向けた議論については、以下の示唆が得られる。すなわち、現在のわが国の議論状況に照らすと、今後の方向性としては、法的手続の申立前の段階で、主要債権者(金融債権者)との間でADR型の事前調整を実施し、主要債権者と債務者との間で一定の合意が形成された後に法的手続を開始し、事前調整においてなされた合意を尊重することにより、法的手続の簡易化を図るとともに、手続開始後の早い段階で再建計画の認可を得ることを可能とし、裁判所が関与する法的手続から早期に抜け出して迅速な再生を目指す手法が有力な選択肢となっているといえる。このような制度を構想するにあたっては、本論文において検討した、アメリカにおけるプレアレンジ型を中心とする事前調整型の再建手続の運用、363 条セールの活用と法的手続の潜脱の問題、および、重要な商取引債権者に対する優先弁済の正当化根拠とその方式等が参考になるとともに、今後は、裁判外ワークアウトの活用による事業再生の迅速化という観点からこ

れらの手法を相互に関連づけて検討していくことが必要とされるといえる。

(2)上述したアメリカにおける早期事業再生の手法についての検討結果を踏まえ、わが国における裁判外ワークアウトと倒産手続の連携強化のための方策について、おもに、両者の円滑な連携を可能とするための手続構造を中心に検討を進め、その検討結果を法律雑誌における特集(法律時報 89 巻 12 号「事業再生と倒産手続の現在と将来」)の一部として論文(「私的整理と倒産手続の連携強化」)にまとめ公表した。

本論文においては、事業再生の手段として準則型の私的整理が活発に活用されている反面、裁判上の倒産手続の利用件数が急激に減少している現状を前提に、私的整理と倒産手続の関係について、両者はその本質に根ざした異なる利点を有しており、相互の利点を活かし、互いの限界を補完し合う関係の構築を目指すべきことを指摘した上で、おもに、私的整理がある程度進行したが、最終的には債権者全員の同意を得ることができなかった場合の受け皿となる倒産手続のあり方について、私的整理と倒産手続の連携強化という観点から、その手続構造を中心に検討したものである。これにつき、私的整理と倒産手続の連続性の確保について検討するにあたっては、対象債権者の範囲の相違という限界が存在することに留意しつつ、受け皿手続の在り方を構想するには簡易再生手続を基本モデルとして検討すべきこと、先行する私的整理手続における手続実施者等を、移行後の倒産手続においても監督委員ないし調査委員として活用すべきこと、債権届出手続の簡易化をはかるべきこと、債権者への情報提供手段の拡充をはかる必要があること等を提案するとともに、計画案に関する制度設計についても検討を試みたところである。

5. 主な発表論文等  
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

山本研、私的整理と倒産手続の連携強化  
- 円滑な連携を可能とするための手続構  
造、法律時報89巻12号、査読なし、2017、  
pp.17 - 23

〔学会発表〕(計 1 件)

高木新二郎、山本和彦、須藤英章、大西  
正一郎、高橋太、富山和彦、富永浩明、  
中島弘雅、松下淳一、水元宏典、山本研、  
中井康之、多数決による事業再生ADR、  
事業再生実務家協会主催、事業再生研究  
機構・全国倒産処理弁護士ネットワーク  
共催 第15回シンポジウム「多数決によ  
る事業再生」、2015年

〔図書〕(計 1 件)

加藤哲夫 = 本間靖規 = 高田昌弘編、山本  
研 他著、弘文堂、『上野泰男先生古稀祝  
賀論文集 現代民事手続の法理』、2017  
年、pp651-667(アメリカにおける早期事  
業再生の手法)

〔その他〕

Ken Yamamoto, Methods for Early-stage  
Business Reconstruction, University of  
Wisconsin Law School, Visiting Scholar  
Seminar, 2016

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

山本 研 (YAMAMOTO, Ken)  
早稲田大学・法学大学院・教授  
研究者番号：90289661

### (2) 研究協力者

Prof. Megan McDermott  
(Wisconsin University, Law School)

### (3) 研究協力者

Wang Zhizhou  
(University of Washington, Research  
Fellow)

### (4) 研究協力者

Dayne Kono  
(Attorney at Law, Masuda-Funai Law  
Firm)

### (5) 研究協力者

Timothy Hammersmith  
(Attorney at Law, Masuda-Funai Law  
Firm)